

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 菅野 ひろのり

- 1 日時
令和5年1月11日（水曜日）
午前10時0分開会、午前11時45分散会
（現地調査 10時10分～午前11時28分）
- 2 場所
第1委員会室
- 3 出席委員
菅野ひろのり委員長、高橋穂至副委員長、関根敏伸委員、名須川晋委員、
城内よしひこ委員、高橋こうすけ委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
糠森担当書記、及川担当書記、藤原併任書記、柳原併任書記、金野併任書記、
高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
総務部
千葉総務部長、村上副部長兼総務室長、加藤行政経営推進課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
継続調査（ふるさと振興部関係）
「盛岡バスセンターの地域交通等の機能について」
- 9 議事の内容

○菅野ひろのり委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、盛岡バスセンターの地域交通等の機能について、現地に出向いて調査を行います。

なお、本日は、閉会中の委員会であり、現地調査を行うこととしているため、執行部に対する委員会への出席要請は行っておりませんが、総務部から（仮称）岩手県附属機関条例について発言を求められています。このため、現地調査終了後、議事堂に戻り、総務部の職員を入室させた上で委員会を再開し、発言を許したいと思いますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、タクシーで移動しますので、玄関前までお願いいたします。

〔現地調査〕

〔休憩〕

〔再開〕

○菅野ひろのり委員長 それでは、再開いたします。

この際、総務部から（仮称）岩手県附属機関条例について発言を求められておりますので、これを許します。

○加藤行政経営推進課総括課長 それでは、この際、（仮称）岩手県附属機関条例について、お配りしている資料により説明させていただきます。

本案件につきましては、令和5年2月定例会の提案に向け、条例案の作成作業を進めております。本日は、その骨子等について、委員の皆様のご理解を賜りたく、御説明申し上げます。

まず、資料の1、附属機関の現状をごらんください。附属機関の現状ですが、附属機関につきましては調停、審査、諮問または調査のため、法律または条例により置くことができるものであり、県の諮問に応じて審議し答申を行う審議会等がありまして、条例で個別に設置しております。

また、審議会とは別に、県の施策推進の参考に意見を聞いたり、あるいは関係者の意見交換、情報共有などを行う、要綱等で設置する会議等もございます。これらの要綱等設置会議等につきましては、東日本大震災津波の発災のほか、地方自治法改正に伴う指定管理制度の導入、企画提案を初めとする公共調達が多様化など、社会情勢の変化に伴い、近年増加傾向にあるところでございます。

次に、2、条例制定の趣旨をごらんください。本案件では、第2期アクションプランの開始を控え、これまで個別の条例で設置していた審議会等について、附属機関に関する統一的な条例を制定するとともに、より積極的に意見を県政に反映する必要がある会議等について、答申、提言などを行う附属機関へと機能強化することにより、行政の透明性、適正性を確保しようとするものであります。あわせて、統合が可能なもの、あるいは代替手段が確保できるもの等について、見直しを進め、業務の効率化を図ろうとするものでございます。

このような附属機関に関する一括条例化の動きにつきましては、参考1にございまして、全国で半数以上の県が取り入れております。また、近年では、山梨県、長野県が新たに制定したところでございます。

次に、2ページをごらんください。3、条例制定の方向性でございます。現時点で、審議会等及び会議等は273ございます。その内訳を類型化しますと、下表のとおりでございます。まず、表の上段でございますが、こちらは都道府県に〇〇を置くといった法律で必置の附属機関で、岩手県防災会議など53ございます。これらの附属機関につきましては、法律で設置や所掌事務、組織等に係る規定が基本的に網羅されておりまして、県による統一的な規定になじまない部分もございまして、現行のまま附属機関条例には含めな

いこととしたいと考えております。

表の2段目でございます。条例を根拠に設置している附属機関が53ございます。こちらは、さらに累計が二つに分かれまして、一つは審議会等の設置以外の規定がある政策条例、あるいは法令が関係するもので45ございます。例えば政策等の評価に関する条例のように、政策評価の手段の一環として政策評価委員会を置いているものなどが該当するものでございます。これらの附属機関につきましては、施策の一連の流れの中に位置づけられるものでありますことから、現行のまま附属機関条例には含めないこととしたいと考えております。

もう一つは、審議会等の設置のみを目的とした条例が8ございます。こちらは審議会を置くといったことのみを内容としているもので、総合計画審議会などがございます。これらの附属機関につきましては、県が独自に設置し、先ほど申し上げました政策条例のように条例全体の統一性に影響を及ぼさないことから、附属機関条例、一括条例に移行するものでございます。

表の3段目、要綱等設置会議等で167ございます。こちらは、先ほど申し上げましたとおり、近年増加傾向にありまして、類型がさらに三つに分かれます。一つ目は、岩手県東日本大震災津波復興委員会や平泉世界遺産拡張登録検討委員会などで、より積極的に県政に意見を反映するため、附属機関条例へ移行するものでございます。

二つ目、指定管理者の選定委員会や企画提案の審査委員会など、各部局に共通する選定や審査を行う会議で、附属機関条例に部局共通事項と定め移行するものでございます。

三つ目、附属機関条例の対象とはしないもので、懇話会や連絡会議など、施策推進の参考として意見を聴取するもの82のほか、今回を契機に統合するものが3ございます。これらの会議等につきましては、業務の効率化の観点から、代替手段あるいは統合、廃止が可能かどうか、引き続き見直しを行うこととしております。

これらのうち、赤枠で囲っております県独自に設置している審議会等、復興委員会を初めとするより積極的に意見を県政に反映させる会議等を対象に、一括条例化しようとするものでございます。

次に、3ページをごらんください。条例案の骨子でございます。(1)の趣旨は、新法の施行に関し必要な事項等を定めようとするものでございます。

(2)の設置及び所掌は、別表形式によりまして、部局ごとに附属機関の名称、所掌事項を定めようとするものでございます。

(3)の組織は、(2)と同様に別表形式により部局ごとに附属機関それぞれの委員の人数、任期を定めようとするものでございます。

なお、委員の人数、任期は、基本的に現状のものを踏襲しようとしているところでございます。

別表のイメージとしまして、参考2としてまとめておりますが、上段が部局ごとに個別に審議会等を規定するもので、左から名称、所掌事項、人数、構成、任期になっておりま

す。

下段が指定管理者選定委員会のような各部局に共通するもので、こちらは一本にまとめた形で規定することを想定しております。

次に、4ページでございます。(4)の会長等は、附属機関に会長または委員長を置くこと、委員の互選とすること等を定めようとするものでございます。

(5)の専門委員は、附属機関に専門委員を置くことができること等を定めようとするものでございます。

(6)の会議は、会議の招集、定足数、議決などを定めようとするものでございます。

(7)の部会は、附属機関に部会を置くことができることを定めようとするものでございます。

(8)の幹事は、審議会等の所掌事務について、委員を補佐する幹事を置くことができる等を定めるものでございます。

(9)の意見の聴取は、必要に応じて学識経験者の意見等を聞くことができる旨を定めようとするものでございます。

(10)の会長等への委任は、これまで申し上げたもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は会長が審議会等に諮って決める旨を定めようとするものでございます。

(11)の附則は、令和5年4月1日の施行を目指すものであります。また、新条例の制定に伴い、現行の審議会条例の一部を廃止する必要がありますので、その旨を定めるとともに、条例施行に伴う必要な経過措置を定めることとしております。

最後に、5、スケジュールですが、2月定例会の提案を目指しているところでございます。

説明は以上でございます。

○菅野ひろのり委員長 ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 少しわかりにくかったのですが、結局は附属機関条例をつくることによって、その中に岩手県東日本大震災津波復興委員会や総合計画審議会、そういうものが全部入るということですが、例えば新しい附属機関を設置する場合、あるいはなくす場合は、その都度条例改正が必要になるのですか。現状においても、より積極的に意見を県政に反映させるためと、実際に運用でできるものも結構あるのではないのかと思うのですが、そうしなければならない理由をもう少し示してください。

○加藤行政経営推進課総括課長 一つ目の新設、廃止等の場合についてでございますが、こちらは条例改正が必要になるものでございます。まとめた形になりますので、その中で新しく加えたり、あるいは廃止する場合等は条例の改正がその都度必要になるものでございます。

もう一つの要綱等会議において、これまでも意見等は反映してきたのではないかといいところなのですが、実は今回の審議に当たりまして二つ視点がございます。一つは県以外の外部の方が入っているかどうかということ。県民の方や、外部の有識者が入っている会

議で、かつ組織として意見をまとめるかどうかというところがポイントでございまして、これまで要綱等設置会議につきましては、組織として意見、提言をまとめているのか、あるいはそれぞれ出席されている委員個人の意見なのかというところが曖昧でございました。今回統一的な条例にしまして、議決の規定も改めて設けました上で、より県政に意見を反映する必要があるものについてこの条例に位置づけたというものでございます。

○工藤大輔委員 全体にかかわるものもあれば、各部局が主体的にやって条例設置しているようなところもあったりするわけですが、これをやることによって、業務が簡素になる、やりやすくなるということなのですか。ふえる、減る等は、今までとそれほど変わらないのではないかと見受けられるのです。

あとは、実際に条例を制定することによって、どのように、数などが変わってくるのかということももう少し示してください。

○加藤行政経営推進課総括課長 条例化に伴う業務負担の軽減の部分でございしますが、こちらは新設する場合につきましては、会議の定足数や、議決など、会議運営に係る部分が共通化されます。部局の事務はこれまで一から検討しなければならなかったものが共通化される部分が出まして、個別の委員を選ぶだけになり、軽減されるものでございます。

もう一つの数的なところでございますが、今回2ページの赤枠で囲っておりますが、2段目の審議会等の設置のみを目的とした条例のこの八つの部分と、その下の条例移行という17の部分、この25がまず別表のところに載ってまいります。その下の部局共通事項規定のところ、数だけ数えますと65ございしますが、これはそれぞれ1個の規定にまとめる形にしますので、指定管理者であれば1本、企画提案審査であれば1本という形で、65あるものが4本の規定になるものでございます。規定上は4本になります。ただ、実際の指定管理の選定委員会などについては、施設ごとに行うこととなりますので、規定上はまとめるのですが、運用上はそれぞれというところは変わらないところでございます。

○工藤大輔委員 運用でどうにかなるようにも受け取れるのです。条例制定することによる大きなメリットや運用以外のところで何かできないものがあるのか、ぜひこれをやらなければならないものなのかが、どうも今の説明では十分ではなかったというのが率直な感想です。後で聞きたいと思います。

○飯澤匡委員 他県もやっているという意味は、恐らく管理ですね。管理するのは総務部ですか。各部局ごとでやっていたいろいろな審議会等を一つの考え方で進んでいくということだと理解したのですけれども、これはどこの部局で管理するのですか。

○加藤行政経営推進課総括課長 こちらの条例の所管は総務部でございます。

○菅野ひろのり委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○菅野ひろのり委員長 ほかになければ、以上をもって総務部からの報告を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。